(2)　(1)ロ(イ)の電線路の電力の容量の数値の算定については、事業年度終了の日現在における数値によることとした。

(3)　二以上の道府県において事業所等を設けて事業を行う法人（以下「分割法人」という。）が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によるものとすることとした。

イ　一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）以外の事業とを併せて行う場合（(1)ロに定める分割基準

ロ　発電事業と発電事業以外の事業とを併せて行う場合（イに掲げる場合を除く。）(1)ハに定める分割基準

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

(4)　(3)の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、(3)にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、(3)イからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(3)イからハまでに定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとすることとした。

(五)　租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第七二条の五七の二及び第七二条の五七の三関係）

(六)　銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）

(七)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）

(八)　雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(1)　平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が一〇〇分の二以上であることとの要件に変更することとした。

(2)　修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付を必要とすることとした。

(3)　控除する金額について、申告書又は更正請求書に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を限度とすることとした。

(九)　株式会社民間資金等活用事業推進機構について、平成二九年四月一日から平成三四年三月三一日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額を銀行法に規定する最低資本金の額（二〇億円）とする資本割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(〇)　平成二九年四月一日から平成三四年三月三一日までの間に開始する事業年度に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(二)　法人の事業税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。（附則第九条の二の二関係）

(1)　修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすることとした。

(2)　控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすることとした。

(三)　(四)に伴い、法人の事業税の分割基準に係る特例措置を廃止することとした。（附則第九条の三関係）

(四)　不動産取得税

(一)　国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。（第七三条の四関係）

(二)　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすることとした。（第七三条の一四関係）

(三)　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすることとした。（第七三条の一四関係）

(四)　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすることとした。（第七三条の一四関係）

(五)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(2)　保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(3)　農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）